

平成30年度総社市における障がい者就労施設等からの 物品等の優先調達推進方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「優先調達法」という。）第9条第1項の規定に基づき、優先調達法第2条第4項に規定する障害者就労施設等（以下単に「障がい者就労施設等」という。）が供給する物品及び役務の需要の増進等を図るため、平成30年度総社市における障がい者就労施設等からの物品等の優先調達推進方針（以下「優先調達方針」という。）を策定するものである。

また、総社市では、障がいのある方をはじめ、全ての市民が生きがいを感じながら安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、総社市障がい者千五百人雇用推進条例（平成23年総社市条例第22号。以下「千五百人雇用推進条例」という。）を制定し、障がい者千五百人雇用の実現のための雇用の促進と就労の支援を行っており、千五百人雇用推進条例第10条第1項の目的を達成するため、障がい者就労施設等からの物品等の優先調達に努めるものとする。

2 優先調達方針の対象範囲

総社市役所における各課等を主たる対象範囲とし、具体的には別紙のとおりとする。

3 優先調達の対象となる施設等及び物品等

優先調達の対象は、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）とする。

4 担当部署

優先調達方針の策定及び見直し、調達実績の取りまとめ、府内への周知並びに、これらに伴う調整等に関する事務は、福祉課が行う。

5 優先調達の推進方法

（1）情報の共有

福祉課は、障がい者就労施設等が供給できる物品等の情報等を隨時とりまとめ、優先調達方針が進むために必要な情報として府内に周知することとする。

（2）随意契約の活用

各課等は、障がい者就労施設等が事前かつ不當に排除されないようにするため、調達に係る競争への参加の機会の確保に留意するとともに、地方自治法施行令（昭和22年政令第6号）、総社市財務規則（平成17年規則第38号）など関連規程に従い、随意契約を活用することとする。

（3）障がい者就労施設等への発注にあたっての配慮

各課等は、あらゆる調達を行うに際し、可能な範囲内で、障がい者就労施設等の特性及び能力等に配慮した仕様及び納期の設定等に努めるものとする。

（4）障がい者就労施設等の販売機会の確保

各課等は、イベントや関連行事等を企画する際には、障がい者就労施設等の出店、販売ができるように場所の確保、各施設の調整等を可能な限り行い、障がい者就労施設等の販売機会の拡大に努めるものとする。

6 優先調達の目標

平成30年度の調達目標額は、平成29年度に障がい者就労施設等から調達した実績額を上回ることとする。

7 優先調達方針策定及び調達実績の公表

- (1) 優先調達方針は、毎年度作成し、市ホームページ等により公表するものとする。
- (2) 障がい者就労施設等からの調達実績は、年度終了後に速やかに概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表するものとする。

8 その他

各課等は、2に定める対象範囲外の各所管の法人等に対しても優先調達法及び優先調達方針の周知を図り、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に協力するよう働きかけるものとする。